

鹿児島大学法科大学院の新たな挑戦 - Change your Campus Multi

平成 21 年 6 月 15 日

鹿児島大学大学院司法政策研究科

鹿児島大学法科大学院は、今回、①少人数教育の徹底、②九州大学での滞在型特別聴講制度、③司法政策研究センターの開設などを柱とする新しい教育方法を導入する。新たな試みは、これまでの教育活動によって得られた成果を承継しつつ、さらに教育の質を向上させ、地域からの期待に応えようとするものである。

1. 少人数教育の徹底 - ディスカッション & ライティングの強化 -

平成 22 年度から、1 学年あたりの定員を、大幅に削減する。これによって、少人数のクラスでの緊張感あふれる双方向型の密度の高い授業を実現する。

特に上級生向けの演習科目では、これまで重視してきた法的思考力の涵養に加えて、教室での「ディスカッション」と「ライティング (= 法律文書作成)」を徹底して行い、実務を意識した「表現力」「文書作成能力」を鍛え上げる。

また、実務家オフィスアワーの充実によって、弁護士である実務家教員と個々の学生との密接な関係を強化する。これまでの丁寧な実務技能の指導に加えて、法律文書の添削指導や学修方法のアドバイスを行うなど個々の学生をきめ細かに支援する。

2. 滞在型特別聴講学生制度 - Multi Campus構想:九州大学キャンパスでの学修 -

鹿児島大学法科大学院と九州大学法科大学院は、教育連携に関する協定書を 6 月末にも調印する予定である。これは相互にキャンパスを開放することによって、大学における教育連携の未来像を描き上げるという構想である (Multi Campus 構想)。

鹿児島大学法科大学院の学生は、3 年次に進学した段階で半年もしくは 1 年間、滞在型特別聴講学生として九州大学法科大学院のキャンパスに通学し、同大学院の学生と同じ講義を受講することができる。九州大学法科大学院において取得した単位は、鹿児島大学法科大学院の修了のために必要な単位として認定される (同様に、鹿児島大学法科大学院は、九州大学法科大学院の学生を滞在型特別聴講学生として受け入れる)。

両法科大学院は、1 年次における「法情報論」など、多くの科目を遠隔講義システムにおいて共同運用してきた。また、2 年次における「リーガルクリニック A」では、離島での実習に九州大学の学生も参加しており、両大学の学生の間では、これまでも一定の交流を行ってきた。今回の試みは、これをさらに拡大し、法科大学院における学生生活の一時期において、他の大学のキャンパスへ実際に移動したうえで、学修を行うことを可能とするものである。学生は 1 年次から 1 つの学生集団という共同意識を持ち、互いに切磋琢磨することが期待される。

この構想の詳細は、協定書の調印後に改めて、広報する。

3. 司法政策研究センターの設置 - 地域貢献と実務家による学生指導の強化 -

法科大学院が設立されて以来、種子島・屋久島での法律相談活動 (リーガルクリニック) など地域貢献活動を行ってきた。この活動の拠点として、平成 21 年 4 月、郡元キャンパス・総合教育研究棟内に「司法政策研究センター」を設置した。司法政策研究センターは、市民を対象とした法律相談など幅広い活動を予定している。学生は、年間を通じて、弁護士の活動を間近に見ながら、実務家としての感覚を養い、実務技能を習得することになる。